

福島県総合社会福祉施設太陽の国
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 7 年 7 月

福島県保健福祉部

目 次

資 料		ページ
1 福島県総合社会福祉施設太陽の国指定管理者募集要項	・ ・ ・ ・	1 ~ 1 2
2 仕様書		
(1) 福島県総合社会福祉施設太陽の国指定管理者仕様書	・ ・ ・ ・	1 3 ~ 1 5
(2) 福島県ひばり寮業務内容について	・ ・ ・ ・	1 6 ~ 1 9
(3) 福島県かしわ荘業務内容について	・ ・ ・ ・	2 0 ~ 2 2
(4) 福島県けやき荘業務内容について	・ ・ ・ ・	2 3 ~ 2 5
(5) 福島県かえで荘業務内容について	・ ・ ・ ・	2 6 ~ 2 8
(6) 福島県太陽の国クリニック業務内容について	・ ・ ・ ・	2 9 ~ 3 2
(7) 福島県勤労身体障がい者体育館業務内容について	・ ・ ・ ・	3 3 ~ 3 5
3 別紙資料		
太陽の国附属施設の概要について	・ ・ ・ ・	3 6 ~ 3 7
4 選定の基準等		
(1) 入所施設（障害者支援施設）	・ ・ ・ ・	3 8 ~ 4 0
(2) クリニック	・ ・ ・ ・	4 1 ~ 4 2
(3) 勤労身体障がい者体育館	・ ・ ・ ・	4 3 ~ 4 4
5 様式		
(1) 別紙様式 1（指定申請書）	・ ・ ・ ・	4 5
(2) 別紙様式 2（事業計画書）	・ ・ ・ ・	4 6
(3) 別紙様式 3（収支予算書）	・ ・ ・ ・	4 7
(4) 別紙様式 4（宣誓書）	・ ・ ・ ・	4 8
(5) 別紙様式 5（申立書）	・ ・ ・ ・	4 9
6 事業計画書様式		
(1) 事業計画書記載要領	・ ・ ・ ・	5 0 ~ 5 5
(2) 提出様式一覧	・ ・ ・ ・	5 6
(3) 1号様式～19号様式	・ ・ ・ ・	5 7 ~ 7 8
7 その他の資料等		
県有備品リスト		

「福島県総合社会福祉施設太陽の国」指定管理者募集要項

福島県総合社会福祉施設太陽の国の設置目的をより効率的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（管理の業務を行う法人）を募集します。

指定管理者には、下記1の施設を一括して管理していただきます。

1 施設の概要

(1) 名称

福島県総合社会福祉施設太陽の国（以下「太陽の国」という。）

(2) 所在地

福島県西白河郡西郷村内

(3) 敷地面積

88,305.61 m²

(4) 施設の種類及び名称

ア 障害者支援施設	福島県ひばり寮
イ 障害者支援施設	福島県かしわ荘
ウ 障害者支援施設	福島県けやき荘
エ 障害者支援施設	福島県かえで荘
オ 診療所	福島県太陽の国クリニック
カ 体育館	福島県勤労身体障がい者体育館

(5) 詳細は「福島県総合社会福祉施設太陽の国指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

福島県勤労身体障がい者体育館は、太陽の国の施設ではありませんが、同一敷地内にあることから、太陽の国に含めて指定管理者を指定します。

太陽の国には、上記ア～カの施設以外にも附属施設があります。（附属施設の詳細は、別紙資料「太陽の国附属施設の概要について」のとおり）

なお、附属施設の管理については、上記ア～カの指定管理者の指定後に別途協議するものとします。

2 指定管理者が行う業務

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する施設障害福祉サービス（施設入所支援、生活介護、自立訓練及び就労移行支援）を行うこと。

なお、上記、施設障害福祉サービスの内容及びその他の障害福祉サービスについては、入所者の意向等を勘案して県と事前協議のうえ内容を追加、変更することができる。

(2) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により「障害者支援施設」に短期間の入所を必要とする障がい者等に対しては、障害者総合支援法第5条第8項に定める「短期入所」を行うこと。

- (3) 市町村が行う障がい者等に対する援護に対して協力すること。
- (4) 入所施設に入所している者そのほか地域住民等に対する医療を行うこと。
- (5) 施設の維持管理に関すること。
- (6) 施設又は診療所の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- (7) 勤労身体障がい者体育館の使用の許可に関すること。
- (8) 施設の運営に関し知事が必要と認める業務を行うこと。
- (9) 業務の実施に関する細目的事項に関すること（仕様書のとおり）。
- (10) 自動販売機の設置管理業務に関すること（自動販売機を設置する場合）。

3 業務遂行の基準

(1) 県民の平等利用の確保

業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保する必要があります。

(2) 関係法令の遵守

業務の遂行に当たっては、次の関係法令を遵守する必要があります。

- ア 地方自治法
- イ 社会福祉法
- ウ 障害者総合支援法
- エ 身体障害者福祉法
- オ 知的障害者福祉法
- カ 医療法
- キ 福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ク 知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則
- ケ 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例
- コ 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則
- サ 福島県勤労身体障がい者体育館条例
- シ 福島県勤労身体障がい者体育館条例施行規則
- ス 個人情報保護に関する法律、福島県個人情報保護に関する法律施行条例
- セ 福島県情報公開条例
- ソ 労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法令
- タ 福島県暴力団排除条例
- チ 管理業務に関連するその他の法令

(3) 個人情報等の適切な取扱い

業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）その他の情報を適切に取り扱う必要があります。

(4) 業務の一括再委託等の禁止

業務を一括して他の者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、利用者の直接支援に関する業務を除き、業務の一部について、あらかじめ福島県（以下「県」という。）が認めた場合には、この限りではありません。

(5) 情報の公開

福島県情報公開条例の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報公開に関する規程を県と協議の上、定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとします。

(6) 文書管理について

管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等の分類、保存及び廃棄に関する基準その他文書等の管理に関する必要な事項を定め、県に報告しなければなりません。この場合、文書の保存期限等については、県の取扱いに準ずるものとします。

4 指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)

5 業務遂行に係る経費

(1) 上記 2 の (1) から (4) の業務では利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入として、業務遂行に要する経費に充てるものとします (診療所の診断書等の発行に係る手数料を除く)。

(2) 利用料金の額は、上記 1 (4) のア ~ エの施設については、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例別表第 2 (条例第 1 5 条関係) 及び別表第 3 (条例第 4 条、第 1 5 条関係) に定める額とし、オの施設については、福島県立病院事業の設置等に関する条例別表第 2 の例による額とします。

(3) 利用料収入のほかに、業務に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払います。

(4) 県が指定管理者に支払う委託料の額は、指定後に締結する協定 (「年度協定」) において、会計年度 (4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで) ごとに予算の範囲内で決定します。

(5) 令和 3 年度から 7 年度の指定管理料決算額等は次のとおりであり、事業計画、収支予算等作成の参考としてください。

【参考金額】

1 指定管理委託料

参考価格	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
県からの委託料（計）	336,638,000 円	344,040,000 円	354,578,000 円	353,156,000 円	389,407,000 円
（うち物価高騰増額分）	—	—	(13,270,000 円)	(13,270,000 円)	(36,475,000 円)
ひばり寮	52,198,000 円	54,905,000 円	57,107,000 円	54,965,000 円	63,355,000 円
（うち物価高騰増額分）	—	—	(1,866,000 円)	(1,866,000 円)	(7,009,000 円)
かしわ荘	30,320,000 円	30,414,000 円	32,751,000 円	32,827,000 円	41,136,000 円
（うち物価高騰増額分）	—	—	(1,124,000 円)	(1,124,000 円)	(6,470,000 円)
けやき荘	28,567,000 円	29,750,000 円	27,806,000 円	34,046,000 円	42,030,000 円
（うち物価高騰増額分）	—	—	(1,909,000 円)	(1,909,000 円)	(6,990,000 円)
かえで荘	35,768,000 円	38,423,000 円	46,655,000 円	43,068,000 円	51,655,000 円
（うち物価高騰増額分）	—	—	(5,364,000 円)	(5,364,000 円)	(10,696,000 円)
クリニック	186,945,000 円	187,708,000 円	187,419,000 円	185,410,000 円	188,391,000 円
（うち物価高騰増額分）	—	—	(3,007,000 円)	(3,007,000 円)	(5,310,000 円)
体育館	2,840,000 円	2,840,000 円	2,840,000 円	2,840,000 円	2,840,000 円
（うち物価高騰増額分）	—	—	—	—	—

2 収入実績額

参考価格	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
利用料金等収入(計)	1,593,818,982 円	1,571,429,521 円	1,526,684,308 円	1,510,097,522 円	1,527,680,000 円
ひばり寮	354,354,586 円	346,427,331 円	331,362,483 円	319,109,859 円	326,426,000 円
かしわ荘	334,070,385 円	337,659,005 円	339,997,907 円	354,474,164 円	358,729,000 円
けやき荘	366,322,016 円	355,018,953 円	352,888,713 円	350,738,512 円	346,475,000 円
かえで荘	409,778,782 円	406,815,640 円	374,847,705 円	369,116,867 円	364,215,000 円
クリニック (医療事業収入)	129,293,213 円	125,508,592 円	127,587,500 円	116,658,120 円	131,835,000 円

県委託料・利用料金等収入について、R 3 ～ R 6 は決算額、R 7 は当初予算額を示しています。

(6) 収支予算書（別紙様式 3）を作成する際の留意事項

収入について、公の施設の管理運営に必要な県からの委託料及び利用料金収入等を見込んでください。

また、物価高騰の影響による委託料の更なる増額分を見込まずに（無いものとして）作成してください。

6 責任の分担

県と指定管理者の責任の分担はおおむね次のとおりとし、詳細については、指定後に締結する協定（「基本協定」）において定めます。

	指定管理者	県	備 考
施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の維持管理	○		
施設等の修繕	250 万円以下	250 万円超	
事故・災害等による施設の損傷	○ (責めに帰す場合)	○	
事故・災害等による利用者等への責任	○ (責めに帰す場合)	○	
事故・災害発生時の業務停止による運営リスク	○ (責めに帰す場合)	○	
施設等に係る保険の加入		○	建物の火災保険
利用者等に係る保険の加入	○		
包括的管理責任		○	

1 件あたりの予定価格の額とします。

< 不可抗力により業務の遂行が困難になった場合の措置 >

本業務については善良な管理者の注意をもって遂行することとし、不可抗力など、県及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について両者が協議するものとします。

< 災害発生時の対応 >

施設において、災害等緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等を行ってください。

また、災害発生時において公の施設は、市町村の地域防災計画に位置付けられていない場合でも避難所としての対応や、ボランティアの活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応を含め対応を求める可能性があります。

7 申請の資格

- (1) 福島県内に本店又は支店・営業所・事業所等（支店・営業所・事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人であって、次に示す要件のいずれにも該当しない法人とします。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当すること

イ 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること

- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないこと
- エ 県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税種別割に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税（以下「県税等」という。）を滞納していること
- オ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること
- カ 法人又はその役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が次に掲げる事項に該当すること
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。）
 - (イ) 役員等に暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること
 - (ウ) 暴力団員等が法人の事業活動を支配していること
 - (エ) 暴力団の威力を法人の活動に利用していること
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること
 - (キ) 法人が暴力団員等を雇用していること
 - (ク) 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること
- キ 役員等のうち、次に該当するものがある者
- (ア) 破産者で復権を得ないこと
 - (イ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないこと
- (2) 複数の法人で構成されたグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合には、グループの名称、代表となる法人を規定した規約等を策定するものとします。
- なお、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- (3) 8 (2) の募集説明会に参加することを申請の条件とします。

8 申請の方法

(1) 募集要項の配付

配付期間	<u>令和7年7月18日(金)から8月29日(金)まで</u> 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。
配付場所	福島県保健福祉部保健福祉総務課 郵便番号 960-8670 住 所 福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎7階） 電 話 024-521-7217 F A X 024-521-7979
配付方法	配付期間内に直接受け取るか、郵送を希望する場合には、配付場所あてに530円切手を貼付した返信用封筒（定形外角型2号A4版用）を同封のうえ請求してください。 また、保健福祉総務課ホームページからダウンロードできます。 ホームページアドレス： https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21005a/

(2) 募集説明会の開催

開催日時	<u>令和7年7月28日(月)午後1時30分から</u>
開催場所	福島県保健福祉部会議室 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎6階）
その他	参加申込は、 <u>7月25日(金)午後5時までに</u> 下記18の問い合わせ先まで、別紙申込書にて郵送、ファクシミリ又は電子メールで御連絡ください。 なお、説明会当日に配付する資料があります。 <u>この説明会に参加しない場合は、指定管理者の申請はできません。</u>

(3) 質問事項の受付等

受付期間	<u>令和7年7月22日(火)から8月15日(金)</u> 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。
受付方法	別紙質問票により郵送、FAX又は電子メールで、下記18の問い合わせ先までお尋ねください。 なお、口頭によるものは受け付けません。
回答方法	質問者及び募集説明会に参加した法人に、FAX又は電子メールで回答します。

(4) 現地説明会

開催日時	<u>令和7年8月8日(金)午後1時30分から</u>
集合場所	太陽の国管理センター玄関前に集合してください。
その他	参加申込は、 <u>8月6日(水)午後5時までに</u> 下記18の問い合わせ先まで、別紙申込書にて郵送、ファクシミリ又は電子メールで御連絡ください。また、説明会当日に別紙「誓約書」を持参してください。

(5) 申請の受付

受付期間	<u>令和7年8月19日(火)から8月29日(金)まで</u> 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日を除きます。
提出書類	申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。 なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。 ア 指定管理者指定申請書（別紙様式1） （知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成16年福島県規則第75号）様式第1号） イ 福島県総合社会福祉施設太陽の国事業計画書（別紙様式2）及び収支予算書（別紙様式3） ・ 収支予算書（別紙様式3）は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の現行税率（10%）で作成して下さい。 ウ 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類 エ 登記事項証明書及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類 オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表その他法人の財務の状況を明らかにすることができる書類 カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにすることができる書類 キ 県税等の滞納がないことの証明書 ク 前記7に掲げる欠格条項（1）ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キに該当しないことの宣誓書（別紙様式4） ケ 該当がない書類がある場合には、その旨の申立書（別紙様式5） なお、上記エ及びキについては、申請日前3か月以内に交付されたものとします。
提出部数	2部（正本1部、写し1部）
受付場所	福島県保健福祉部 保健福祉総務課（福島県庁西庁舎7階） 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
受付方法	上記の提出書類を直接持参若しくは郵送により受け付けます。 なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、8月29日（金）必着とします。

9 候補団体選定の方法

指定管理者候補団体については、「保健福祉部指定管理者選定検討会」（以下「選定検討会」という。）による審査（プレゼンテーション形式）により選定の上、決定します。

なお、決定後には、申請状況、審査内容等の概要を公表します。

(1) 選定検討会による審査（プレゼンテーション形式）

ア 申し込みがあった全ての法人を対象に実施し、指定管理者候補団体として1法人を選定します。

イ 事業計画書の内容等について申請内容の聴き取り及び申請者からの提案内容の説明を中心に行います。日時、場所等については、別途通知します。

(2) 選定の基準等

選定に当たっての基準等は別紙のとおりであり、選定検討会による審査において、1法人を指定管理者候補団体として選定します。

(3) 指定管理者候補団体の決定

ア 選定検討会による選定結果を踏まえ、指定管理者候補団体を決定します。

イ 決定結果については、選定検討会後速やかに通知します。

10 選定後のスケジュール

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、県議会（令和7年12月）における議決を経て、指定管理者として指定を行う予定です。

(2) 協定の締結

ア 協定の種類

(1)の議決後又は指定後に、県と指定管理者との間で、損害が生じた場合の賠償の考え方、情報公開への対応等の指定期間全体に係る基本的事項を定める「基本協定」及び会計年度ごとに事業の実施、委託料等の細目的事項を定める「年度協定」の締結を行う予定です。

なお、必要に応じて「仮協定」を締結することがあります。

イ 協定の内容

協定の主な内容は、次の事項を予定しています。

協定の具体的内容については、県と指定管理者が協議の上、定めることとします。

基本協定

- ・総括的事項
- ・管理に要する費用に関する事項
- ・業務の履行に関する事項
- ・管理業務の報告に関する事項
- ・協定の解除に関する事項
- ・その他

年度協定

- ・年度協定の期間
- ・費用の支払
- ・疑義の決定

(3) 協定を締結できない場合

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 業務引継ぎ

ア 指定管理者として指定された法人は、業務を円滑に引き継ぐため、指定された後、令和 8 年 3 月 31 日までの間、現在の指定管理者の協力のもと、指定管理準備業務を行うものとします。

イ 準備業務に要する費用は、指定管理者として指定された法人の負担とします。

(5) 備品等の用意

ア 現在の指定管理者に所有権がある備品等（車両運搬具、消耗品等を含む）については、令和 8 年 4 月以降使用することが出来ない（ただし、県に所有権がある備品等については、令和 8 年 4 月以降も引き続き使用可能。）ため、指定管理者として指定された法人は、引継期間中にその備品等を用意のうえ、速やかに入れ替えるものとします。

イ 現在の指定管理者が所有する備品等を継続して使用することを希望する場合は、法人間双方で協議するものとします。

11 事前準備

指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務に係る人材の確保、利用料金の額の決定等必要な準備を行わなければなりません。

また、指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、県に対して管理物件の視察等必要な申出を行うことができるものとします。

12 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出するものとします。また、協定書の規定に基づき、その他各種の報告書等を提出するものとします。

13 管理業務の評価

(1) 県が行う評価

県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。

なお、指定管理期間の中間年度には、県の評価等について外部有識者から意見を聴取する外部評価を実施します。

(2) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、必要に応じて利用者アンケートを実施するものとします。

14 調査等の実施

県は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、施設管理が適正かどうかを確認するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

15 障がい者の雇用

指定管理者は、障がい者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとします。

16 指定の取消し等

下記事項に該当する場合には、指定を取り消すことなどがあります。

(1) 指定の取消し又は業務の停止

次の場合、県は指定管理者に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善策の提出、実施等を求めることがあります。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

ア 指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の事項に違反したと認められる場合

イ 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合

(2) 指定の取消し

指定管理者が次の事項に該当する場合には、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消すことができます。

ア 解散した場合

イ 県の指示に従わないと認められる場合

ウ 経営状況の悪化等により、前記 2 の業務を適切に遂行できないおそれがあると認められる場合

エ 正当な理由なくして指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の締結に応じないとき

オ 役員等が暴力団員である場合、実質的に暴力団が経営に関与していると認められる場合など社会的信用を損なう状態や行為等を確認したとき

カ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

17 その他

(1) 申請及びプレゼンテーションに要する経費等は、申請者の負担とします。

(2) 提出された書類は、返却しません。

(3) 提出された書類の内容は、変更することはできません。（軽微な修正は除く。）

(4) 提出された書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属します。ただし、県は、必要に応じ、審査等のため複写するとともに、指定管理者候補団体決定後の公表等において全部又は一部を無償で利用できるものとします。

- (5) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (6) 提出された書類が次の事項に該当する場合は、申請が無効となることがあります。

なお、無効となった場合には、申請者に理由を付して通知します。

- ア 異なる申請書を複数提出した場合
- イ 申請方法を遵守せずに提出した場合
- ウ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 虚偽の内容が記載されている場合
- カ その他不正な行為があった場合

- (7) 指定管理者は、法人税、消費税、事業所税等の納税義務を負う場合があるため、所管税務署等の関係機関に、納税について確認する必要があります。

18 問い合わせ先

福島県保健福祉部保健福祉総務課（福島県庁西庁舎 7 階）

住 所 〒 9 6 0 - 8 6 7 0 福島市杉妻町 2 番 1 6 号

電 話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 1 7

F A X 0 2 4 - 5 2 1 - 7 9 7 9

電子メール hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp

福島県総合社会福祉施設太陽の国指定管理者仕様書

福島県総合社会福祉施設「太陽の国」（以下「太陽の国」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等はこの仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、太陽の国の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 太陽の国の管理運営に関する基本的な考え方

太陽の国は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第83条第2項の規定に基づき、障がい者が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行い、併せて必要に応じ医療を行う等その福祉を総合的かつ積極的に増進するための施設として設置しているものであることから、この趣旨を十分に理解し、入所者の人格・人権等の尊重を第一として管理運営を行うこと。

3 施設の概要

（１）施設の種類、名称等

ア 入所施設の名称及び所在地

名 称	所在地
福島県ひばり寮	西白河郡西郷村大字真船字芝原 2 9 番地の 4
福島県けやき荘	西白河郡西郷村大字真船字芝原 2 9 番地の 4
福島県かしわ荘	西白河郡西郷村大字真船字芝原 2 9 番地の 4
福島県かえで荘	西白河郡西郷村大字真船字芝原 1 8 9 番地の 1

イ 診療所の名称及び所在地

名 称	所在地
福島県太陽の国クリニック	西白河郡西郷村大字真船字芝原 2 9 番地の 4

ウ 体育館の名称及び所在地

名 称	所在地
福島県勤労身体障がい者体育館	西白河郡西郷村大字真船字芝原 2 9 番地の 3

(2) 施設の敷地面積、延床面積及び開設時期

施 設 名	敷地面積	延床面積	開設時期
福島県ひばり寮	27,480.00m ²	3,716.99m ²	昭和 59 年 4 月
福島県かしわ荘	11,694.69m ²	3,451.37m ²	昭和 50 年 9 月 (令和 7 年 2 月建替移転)
福島県けやき荘	11,787.63m ²	3,451.37m ²	昭和 49 年 8 月 (令和 5 年 4 月建替移転)
福島県かえで荘	26,996.00m ²	2,622.25m ²	昭和 55 年 4 月
福島県太陽の国クリニック	27,480.00m ²	3,024.36m ²	昭和 57 年 4 月
福島県勤労身体障がい者体育館	10,347.29m ²	1,266.90m ²	昭和 51 年 10 月

ひばり寮及び太陽の国クリニックは同一敷地。

4 入所者の概要

入所者の状況に関する資料は募集説明会において配付します。

5 指定管理者が行う業務

(1) 入所施設

ア 福島県ひばり寮

別紙 1 「福島県ひばり寮業務内容について」のとおり

イ 福島県かしわ荘

別紙 2 「福島県かしわ荘業務内容について」のとおり

ウ 福島県けやき荘

別紙 3 「福島県けやき荘業務内容について」のとおり

エ 福島県かえで荘

別紙 4 「福島県かえで荘業務内容について」のとおり

(2) 診療所

別紙 5 「福島県太陽の国クリニック業務内容について」のとおり

(3) 体育館

別紙 6 「福島県勤労身体障がい者体育館業務内容について」のとおり

(4) その他(太陽の国の管理業務との連携等)

太陽の国全体の総合的な管理運営を図るため、太陽の国管理センターをはじめとした附属施設の受託事業者が行う以下の事項に対し積極的に協力し実施すること。

ア 総合防災体制の強化

(ア) 防災関係の器具機材等の点検整備に努め、太陽の国の総合的な防災計画の策定に参画し、関係機関及び地域住民等と連絡を取り、総合防災体制の構築に積極的に協力すること。

(イ) 非常災害に備え、太陽の国全体の防災体制確立のための総合防災訓練に積極的に協力して実施すること。

イ 施設間の連絡・調整

施設長会議等の必要な各種会議の開催に協力し、円滑な施設運営ができるよう緊密な連絡調整を行うこと。

ウ 地域社会との交流促進

地域社会との交流を一層深めるため、地域住民懇談会や文化祭等の行事等の開催に積極的に協力して継続実施すること。

エ 利用者の事故防止

施設内外における利用者の事故の未然防止と無断外出の防止を徹底すること。

オ ボランティア・視察等の受入

ボランティア、視察、学生実習、職員研修等の受入に積極的に協力すること。

カ 情報公開

指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものについては、情報の公開に関し必要な措置を講じること。

キ 文書の管理・保存

指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理、保存すること。

ク 入所者の状況等に関する統計

各施設の入所者の状況、病院の稼働状況等について、毎月、毎年度集計し県に報告すること。

福島県ひばり寮業務内容について

福島県ひばり寮（以下「ひばり寮」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は以下のとおり。

1 ひばり寮の設置目的

主に身体障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

2 ひばり寮の概要

- | | | | |
|-------------------------|--|---------------------|------------------------|
| (1) 施設の種類 | 障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」
(平成25年4月～) | | |
| (2) 所在地 | 西白河郡西郷村大字真船字芝原29番地の4 | | |
| (3) 敷地面積 | 27,480.00m ² ₁ | | |
| (4) 建物の概要 | | | |
| ア 構造 | 鉄筋コンクリート1階建 | | |
| イ 延床面積 | 3,716.99m ² | | |
| ウ 附属建物 | 車庫 | 53.09m ² | 機械室 7.77m ² |
| (5) 定員(予定) ₂ | 施設入所支援 | 80人 | |
| | 生活介護 | 80人 ₃ | |
| | 短期入所支援(空床利用) | | |

- 1 ひばり寮、太陽の国クリニックは同一敷地。
- 2 令和8年度の定員は、80人を予定していますが、令和9年度以降の定員については、地域生活移行等の状況等により見直すことがあります。
- 3 生活介護は定員61人以上とし、最終的な障害福祉サービスの内容及び定員については事前協議のうえ決定することとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

なお、運営に当たっては、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法規則、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」その他関係法令を遵守するとともに、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」その他関係通

知等の内容を満たすものであること。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

市町村及び入所者に対し、利用料金を請求し収納すること。

(3) 維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

(ア) 施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

(イ) 設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

(ウ) 備品等の保守管理及び帰属

a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、また、いつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。

b 指定管理者が専ら施設での利用に供するために新たに備品（一件あたりの取得費用が10万円以上の物品）を取得する場合は、費用負担、所有権の帰属先についてあらかじめ県と協議すること。

c 施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な物品を適宜購入し、適切に更新、管理すること。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

a 消防設備保守点検

有資格者による電設業者が点検、点検仕様に準ずる。年2回。

b 非常通報装置保守点検

メーカー点検、整備仕様に準ずる。月1回。

c 防火扉設備点検

消防設備保守点検時に実施。点検仕様に準ずる。年2回。

d 玄関自動ドア点検

メーカー点検、整備仕様に準ずる。年2回。

e エレベーター保守点検

メーカー点検、整備仕様に準ずる。月1回。

f 電気保安業務

電気事業法に基づく電気保安業務

g 温水ヘッダー性能検査

ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく性能検査 法定期限1年。

h 簡易専用水道施設検査

貯水槽清掃時に実施 年1回。

- i エチレンオキシド作業環境測定
ガス滅菌器設置場所の漏洩検査 年 2 回
 - j 建築基準法第 12 条に基づく建築物等の定期点検
 - (a) 建築基準法第 12 条第 2 項に基づく点検
 - (b) 建築基準法第 12 条第 4 項に基づく点検
 - k 合併処理浄化槽の保守点検
 - (a) 保守点検業者による保守点検及び清掃業者による清掃
 - (b) 浄化槽法に定める法定検査の受検
 - l 浴場施設の水質検査
レジオネラ属菌水質検査 年 1 回
 - m 単独ボイラーの保守点検及び性能検査等
仕様等に基づく保守点検、性能検査等
- イ 維持修繕に関する業務
- (ア) 施設の維持
- 日常的な清掃に加え、定期的に下記の清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。
- a 床清掃
2,400 m²について床洗浄及び床ワックス清掃 年 1 回
 - b 換気扇清掃
68 箇所について清掃 年 1 回
 - c 照明灯清掃
268 箇所について清掃 年 1 回
 - d ガラス清掃
730 m²について清掃 年 1 回
 - e 貯水槽清掃
年 1 回
- (イ) 施設、設備及び備品の修繕
- 施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。
- なお、1 件あたりの予定価格の額が 250 万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。
- (ウ) 施設及び設備の改良・改修
- 施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。
- (4) 個人情報の取扱い
- 個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。
- (5) 人材育成
- 指定管理者の業務に従事する者に対し、業務上必要とする研修、教育を実施し、施設運営に支障をきたさないよう万全を期するものとする。
- (6) その他
- 食事の提供に当たっては、原則として太陽の国の給食センターを利用すること。た

だし、流動食等給食センターで対応できないものについてはこの限りではないこと。

また、おむつ、下着等の洗濯に当たっては、原則として太陽の国の洗濯センターを利用すること。ただし、洗濯センターで対応できない衣類等についてはこの限りではないこと。

4 会計・経理の原則

指定管理者は、福島県ひばり寮の経営について法人の本部会計、既存の施設会計等と区分して収支を明らかにすること。

福島県かしわ荘業務内容について

福島県かしわ荘（以下「かしわ荘」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は以下のとおり。

1 かしわ荘の設置目的

主に知的障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

2 かしわ荘の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 施設の種類 | 障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」
(平成25年4月～) |
| (2) 所在地 | 西白河郡西郷村大字真船字芝原29番地の4 |
| (3) 敷地面積 | 11,694.69m ² |
| (4) 建物の概要 | |
| ア 構造 | 鉄筋コンクリート一部鉄骨 平屋建 |
| イ 延床面積 | 3,451.37m ² |
| ウ 附属建物 | 倉庫 48.00m ² |
| (5) 定員(予定) | 1 施設入所支援 80人 |
| | 生活介護 80人 2 |
| | 短期入所 4人 |

1 令和8年度の定員は、80人を予定していますが、令和9年度以降の定員については、地域生活移行等の状況等により見直すことがあります。

2 生活介護は定員61人以上としますが、最終的な障害福祉サービスの内容及び定員については事前協議のうえ決定することとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

なお、運営に当たっては、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法規則、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」その他関係法令を遵守するとともに、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」その他関係通知等の内容を満たすものであること。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

市町村及び入所者に対し、利用料金を請求し収納すること。

(3) 維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

(ア) 施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

(イ) 設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

(ウ) 備品等の保守管理及び帰属

- a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、また、いつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。
- b 指定管理者が専ら施設での利用に供するために新たに備品（一件あたりの取得費用が10万円以上の物品）を取得する場合は、費用負担、所有権の帰属先についてあらかじめ県と協議すること。
- c 施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な物品を適宜購入し、適切に更新、管理すること。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

- a 消防設備保守点検
有資格者による電設業者が点検、点検仕様に準ずる。年2回。
- b 非常通報装置保守点検
メーカー点検、整備仕様に準ずる。月1回。
- c 防火扉設備点検
消防設備点検時に実施。点検仕様に準ずる。年2回。
- d 玄関自動ドア点検
メーカー点検、整備仕様に準ずる。年2回。
- e 電気保安業務
電気事業法に基づく電気保安業務。
- f 簡易専用水道施設検査
貯水槽清掃時に実施。年1回。
- g 建築基準法第12条に基づく建築物等の定期点検
 - (a) 建築基準法第12条第2項に基づく点検
 - (b) 建築基準法第12条第4項に基づく点検
- h 合併処理浄化槽の保守点検
 - (a) 保守点検業者による保守点検及び清掃業者による清掃

(b) 浄化槽法に定める法定検査の受検

i 浴場施設の水質検査

レジオネラ属菌水質検査 年1回

イ 維持修繕に関する業務

(ア) 施設の維持

日常的な清掃に加え、定期的に下記の清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。

a 床清掃

2,951.2m²について床洗浄及び床ワックス清掃 年1回

b 貯水槽清掃

年1回

(イ) 施設、設備及び備品の修繕

施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。

なお、1件あたりの予定価格の額が250万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。

(ウ) 施設及び設備の改良・改修

施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

(5) 人材育成

指定管理者の業務に従事する者に対し、業務上必要とする研修、教育を実施し、施設運営に支障をきたさないよう万全を期するものとする。

(6) その他

食事の提供に当たっては、原則として太陽の国の給食センターを利用すること。ただし、流動食等給食センターで対応できないものについてはこの限りではないこと。

また、おむつ、下着等の洗濯に当たっては、原則として太陽の国の洗濯センターを利用すること。ただし、洗濯センターで対応できない衣類等についてはこの限りではないこと。

4 会計・経理の原則

指定管理者は、福島県かしわ荘の経営について法人の本部会計、既存の施設会計等と区分して収支を明らかにすること。

福島県けやき荘業務内容について

福島県けやき荘（以下「けやき荘」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は以下のとおり。

1 けやき荘の設置目的

主に知的障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

2 けやき荘の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 施設の種類 | 障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」
(平成25年4月～) |
| (2) 所在地 | 西白河郡西郷村大字真船字芝原29番地の4 |
| (3) 敷地面積 | 11,787.63m ² |
| (4) 建物の概要 | |
| ア 構造 | 鉄筋コンクリート一部鉄骨 平屋建 |
| イ 延床面積 | 3,451.37m ² |
| ウ 附属建物 | 倉庫 48.00m ² |
| (5) 定員(予定) | 1 施設入所支援 80人 |
| | 生活介護 80人 2 |
| | 短期入所 4人 |

1 令和8年度の定員は、80人を予定していますが、令和9年度以降の定員については、地域生活移行等の状況等により見直すことがあります。

2 生活介護は定員61人以上としますが、最終的な障害福祉サービスの内容及び定員については事前協議のうえ決定することとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

なお、運営に当たっては、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法規則、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」その他関係法令を遵守するとともに、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」その他関係通知等の内容を満たすものであること。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

市町村及び入所者に対し、利用料金を請求し収納すること。

(3) 維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

(ア) 施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

(イ) 設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

(ウ) 備品等の保守管理及び帰属

- a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、また、いつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。
- b 指定管理者が専ら施設での利用に供するために新たに備品（一件あたりの取得費用が10万円以上の物品）を取得する場合は、費用負担、所有権の帰属先についてあらかじめ県と協議すること。
- c 施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な物品を適宜購入し、適切に更新、管理すること。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

a 消防設備保守点検

有資格者による電設業者が点検、点検仕様に準ずる。年2回。

b 非常通報装置保守点検

メーカー点検、整備仕様に準ずる。月1回。

c 防火扉設備点検

消防設備点検時に実施。点検仕様に準ずる。年2回。

d 玄関自動ドア点検

メーカー点検、整備仕様に準ずる。年2回。

e 電気保安業務

電気事業法に基づく電気保安業務。

f 簡易専用水道施設検査

貯水槽清掃時に実施。年1回。

g 建築基準法第12条に基づく建築物等の定期点検

(a) 建築基準法第12条第2項に基づく点検

(b) 建築基準法第12条第4項に基づく点検

h 合併処理浄化槽の保守点検

(a) 保守点検業者による保守点検及び清掃業者による清掃

(b) 浄化槽法に定める法定検査の受検

i 浴場施設の水質検査

レジオネラ属菌水質検査 年1回

イ 維持修繕に関する業務

(ア) 施設の維持

日常的な清掃に加え、定期的に下記の清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。

a 床清掃

2,951.2㎡について床洗浄及び床ワックス清掃 年1回

b 貯水槽清掃

年1回

(イ) 施設、設備及び備品の修繕

施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。

なお、1件あたりの予定価格の額が250万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。

(ウ) 施設及び設備の改良・改修

施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

(5) 人材育成

指定管理者の業務に従事する者に対し、業務上必要とする研修、教育を実施し、施設運営に支障をきたさないよう万全を期するものとする。

(6) その他

食事の提供に当たっては、原則として太陽の国の給食センターを利用すること。ただし、流動食等給食センターで対応できないものについてはこの限りではないこと。

また、おむつ、下着等の洗濯に当たっては、原則として太陽の国の洗濯センターを利用すること。ただし、洗濯センターで対応できない衣類等についてはこの限りではないこと。

4 会計・経理の原則

指定管理者は、福島県けやき荘の経営について法人の本部会計、既存の施設会計等と区分して収支を明らかにすること。

福島県かえで荘業務内容について

福島県かえで荘（以下「かえで荘」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は以下のとおり。

1 かえで荘の設置目的

主に知的障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

2 かえで荘の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 施設の種類 | 障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」
(平成25年4月～) |
| (2) 所在地 | 西白河郡西郷村大字真船字芝原189番地の1 |
| (3) 敷地面積 | 26,996m ² |
| (4) 建物の概要 | |
| ア 構造 | 鉄筋コンクリート1階建 |
| イ 延床面積 | 2,622.25m ² |
| (5) 定員(予定) | 施設入所支援 80人
生活介護 80人
短期入所(空床利用) |

- 1 令和8年度の定員は、80人を予定していますが、令和9年度以降の定員については、地域生活移行等の状況等により見直すことがあります。
- 2 生活介護は定員61人以上としますが、最終的な障害福祉サービスの内容及び定員については事前協議のうえ決定することとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

なお、運営に当たっては、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法規則、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」その他関係法令を遵守するとともに、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」その他関係通知等の内容を満たすものであること。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

市町村及び入所者に対し、利用料金を請求し収納すること。

(3) 維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

(ア) 施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

(イ) 設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

(ウ) 備品等の保守管理及び帰属

- a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、また、いつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。
- b 指定管理者が専ら施設での利用に供するために新たに備品（一件あたりの取得費用が10万円以上の物品）を取得する場合は、費用負担、所有権の帰属先についてあらかじめ県と協議すること。
- c 施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な物品を適宜購入し、適切に更新、管理すること。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

- a 消防設備保守点検
有資格者による電設業者が点検、点検仕様に準ずる。年2回。
- b 非常通報装置保守点検
メーカー点検、整備仕様に準ずる。月1回。
- c 防火扉設備点検
消防設備点検時に実施。点検仕様に準ずる。年2回。
- d 玄関自動ドア点検
メーカー点検、整備仕様に準ずる。年2回。
- e 電気保安業務
電気事業法に基づく電気保安業務。
- f 簡易専用水道施設検査
貯水槽清掃時に実施。年1回。
- g 建築基準法第12条に基づく建築物等の定期点検
 - (a) 建築基準法第12条第2項に基づく点検
 - (b) 建築基準法第12条第4項に基づく点検
- h 合併処理浄化槽の保守点検
 - (a) 保守点検業者による保守点検及び清掃業者による清掃

(b) 浄化槽法に定める法定検査の受検

- i 浴場施設の水質検査
レジオネラ属菌水質検査 年1回
- j 単独ボイラーの保守点検及び性能検査等
仕様等に基づく保守点検、性能検査等

イ 維持修繕に関する業務

(ア) 施設等の維持

日常的な清掃に加え、定期的に下記の清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。

- a 床清掃
1,953㎡について床洗浄及び床ワックス清掃 年1回
- b 換気扇清掃
66箇所について清掃 年1回
- c 放熱器清掃
暖房用放熱器72カ所について清掃 年1回
- d 貯水槽清掃
年1回

(イ) 施設、設備及び備品の修繕

施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。

なお、1件あたりの予定価格の額が250万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。

(ウ) 施設及び設備の改良・改修

施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

(5) 人材育成

指定管理者の業務に従事する者に対し、業務上必要とする研修、教育を実施し、施設運営に支障をきたさないよう万全を期するものとする。

(6) その他

食事の提供に当たっては、原則として太陽の国の給食センターを利用すること。ただし、流動食等給食センターで対応できないものについてはこの限りではないこと。

また、おむつ、下着等の洗濯に当たっては、原則として太陽の国の洗濯センターを利用すること。ただし、洗濯センターで対応できない衣類等についてはこの限りではないこと。

4 会計・経理の原則

指定管理者は、福島県かえで荘の経営について法人の本部会計、既存の施設会計等と区分して収支を明らかにすること。

福島県太陽の国クリニック業務内容について

福島県太陽の国クリニック（以下「クリニック」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は以下のとおり。

1 クリニックの設置目的

福島県総合社会福祉施設太陽の国入所者の医療とリハビリテーションにより心身の機能回復を図ること及び公的福祉診療所として地域住民の緊急医療に寄与することを目的とする。

2 クリニックの概要

(1) 所在地 西白河郡西郷村大字真船字芝原 29 番地の 4

(2) 敷地面積 27,480.00㎡

ひばり寮、クリニックは同一敷地。

(3) 建物の概要

a 構造 鉄筋コンクリート 1 階

b 延床面積 3,024.36㎡

c 附属建物 車庫 52.44㎡ 倉庫 12㎡ 霊安室 20.25㎡

(4) 病床数

10 床

(5) 診療科

内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科、外科、ペインクリニック内科

3 指定管理者が行う業務

(1) クリニックの運営に関する業務

クリニックの運営に当たっては、医療法、医師法、薬剤師法その他関係法令を遵守するとともに、「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入り検査要綱」その他関係通知等の内容を満たすこと。

なお、一部の診療科について、1 カ月以上診療できなくなるおそれがある場合は、速やかに県と協議すること。

ア 入院患者、外来患者に対する医療の提供

イ 生化学検査、血液検査、エックス線検査等の検査業務

ウ 外来及び病棟における看護

エ 調剤及び製剤並びに薬品の出納保管等の薬剤業務

オ 医療事務

カ 太陽の国の各施設に対する医療協力

キ その他関連する業務

(2) 利用料金及び手数料の徴収に関する業務

クリニックにおいて受診し、又はその施設を利用するものからクリニックの使用に係る料金（以下、「クリニック利用料金」という。）を自己の収入として収受すること。

なお、この場合において、クリニック利用料金の額は、福島県立病院事業の設置等に関する条例別表第 2 の例による額とする。

また、クリニックにおいて診断書等の交付を受けようとする者から手数料を徴収すること。（地方自治法第 2 4 3 条の 2 の規定に基づき、別途委託します。）

(3) 維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

(ア) 施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

(イ) 設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

(ウ) 備品等の保守管理及び帰属

- a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、また、いつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。
- b 指定管理者が専ら施設での利用に供するために新たに備品（一件あたりの取得費用が 1 0 万円以上の物品）を取得する場合は、費用負担、所有権の帰属先についてあらかじめ県と協議すること。
- c 施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な物品を適宜購入し、適切に更新、管理すること。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

- a 消防設備保守点検
有資格者による電設業者が点検、点検仕様に準ずる。年 2 回。
- b 非常通報装置保守点検
メーカー点検、整備仕様に準ずる。月 1 回。
- c 電気保安業務
電気事業法に基づく電気保安業務。
- d 防火扉設備点検
消防設備点検時に実施。点検仕様に準ずる。年 2 回。
- e 玄関自動ドア点検
メーカー点検、整備仕様に準ずる。年 2 回。
- f 医療ガス配管設備保守点検
病室までの配管漏洩検査 年 2 回
- g 簡易専用水道施設検査
受水槽清掃時に実施。年 1 回。

- h オートクレープ検査
ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく性能検査 法定期限 1 年。
- i エチレンオキシド作業環境測定
ガス滅菌器設置場所の漏洩検査 年 2 回
- j 建築基準法第 12 条に基づく建築物等の定期点検
 - (a) 建築基準法第 12 条第 2 項に基づく点検
 - (b) 建築基準法第 12 条第 4 項に基づく点検
- k 合併処理浄化槽の保守点検
 - (a) 保守点検業者による保守点検及び清掃業者による清掃
 - (b) 浄化槽法に定める法定検査の受検
- l 浴場施設の水質検査
レジオネラ属菌水質検査 年 1 回
- m 単独ボイラーの保守点検及び性能検査等
保守点検業者による保守点検、性能検査等 年 1 回

イ 維持修繕に関する業務

(ア) 施設等の維持

日常的な清掃に加え、定期的に下記の清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。

- a 受水槽清掃
年 1 回清掃
- b 床清掃
2, 264 m²について床洗浄及び床ワックス清掃 年 1 回
- c カーペット清掃
79 m²について洗浄清掃 年 1 回
- d ガラス清掃
631 m²について清掃 年 1 回
- e 換気扇清掃
91 箇所について清掃 年 1 回
- f 暖房用放熱器清掃
暖房用放熱器 111 力所について清掃 年 1 回
- g 蛍光灯清掃
蛍光灯 346 力所について、毎年、1 / 2 ずつ清掃
- h 白熱球清掃
白熱球 46 力所について、毎年、1 / 2 ずつ清掃

(イ) 施設、設備及び備品の修繕

施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。

なお、1 件あたりの予定価格の額が 250 万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。

(ウ) 施設及び設備の改良・改修

施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。

ウ 自動販売機の設置管理業務委託（自動販売機を設置する場合）

(ア) 販売手数料等の生じた利益は指定管理者の収入とし、指定管理委託料からの差引はしない。

(イ) 管理運営に当たっては、利用者ニーズの把握を行うなど、利用者サービスの向上を図ること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

(5) 人材の確保・育成

指定管理者の業務に従事する者に対し、業務上必要とする研修、教育を実施し、クリニック運営に支障をきたさないよう万全を期するものとする。

(6) その他

現在の指定管理者がリース契約している医療機器等については、原則として契約を引き継ぎ継続して使用すること。

4 診療日等

(1) 外来診療体制

内科については週 5 日、精神科については週 4 日、歯科については週 1 日、整形外科については週 1 日、皮膚科については隔週 1 日、外科については週 2 日、ペインクリニック内科については週 1 日の診療を基本とする。

診療する曜日等については、あらかじめ県の承認を得て、指定管理者が定める。

(2) 診療時間

外来患者の診療時間は、あらかじめ県の承認を得て、指定管理者が定める。

(3) 休診日

休診日は次に定める日とする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合は診療を行うことができる。

ア 土曜日、日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 1 月 2 日及び 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

エ 第 2、第 4 金曜日

5 会計・経理の原則

指定管理者は、病院の経営について法人の本部会計、既存の病院事業会計等と区分して収支を明らかにすること。

福島県勤労身体障がい者体育館業務内容について

福島県勤労身体障がい者体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は以下のとおり。

1 体育館の設置目的

勤労身体障がい者のスポーツの振興及び福祉の増進を図り、心身の健全な発達と勤労意欲の高揚に寄与することを目的とする。

2 体育館の概要

（１）所在地 西白河郡西郷村大字真船字芝原 2 9 - 3

（２）敷地面積 1 0 , 3 4 7 . 2 9 m²

（３）建物の概要

ア 構造 鉄筋コンクリート 1 階

イ 延床面積 1 , 2 6 6 . 9 m²

ウ 附属建物 機械室 3 2 . 8 1 m²

エ 施設内容

（ア）体育室

（イ）トレーニング室

3 指定管理者が行う業務

（１）体育館の維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

（ア）施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

（イ）設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

（ウ）備品等の保守管理及び帰属

a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、また、いつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。

b 指定管理者が専ら施設での利用に供するために新たに備品（一件あたりの取得費用が 1 0 万円以上の物品）を取得する場合は、費用負担、所有権の帰属先についてあらかじめ県と協議すること。

c 施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な物品を適宜購入し、適切に更

新、管理すること。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

a 消防設備保守点検

有資格者による電設業者が点検、点検仕様に準ずる。年 2 回。

b 玄関自動ドア保守点検

メーカー点検、整備仕様に準ずる。年 2 回。

c 建築基準法第 12 条に基づく建築物等の定期点検

(a) 建築基準法第 12 条第 2 項に基づく点検

(b) 建築基準法第 12 条第 4 項に基づく点検

d 合併処理浄化槽の保守点検

(a) 保守点検業者による保守点検及び清掃業者による清掃

(b) 浄化槽法に定める法定検査の受検

イ 維持修繕に関する業務

(ア) 日常的な清掃に加え、定期的に下記の清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。

a ガラス清掃

287 m²について清掃 年 1 回

(イ) 施設、設備及び備品の修繕

施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。

なお、1 件あたりの予定価格の額が 250 万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。

(ウ) 施設及び設備の改良・改修

施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。

ウ 自動販売機の設置管理業務委託（自動販売機を設置する場合）

(ア) 販売手数料等の生じた利益は指定管理者の収入とし、指定管理委託料からの差引はしない。

(イ) 管理運営に当たっては、利用者ニーズの把握を行うなど、利用者サービスの向上を図ること。

(2) 体育館の使用許可及び利用調整に関する業務

ア 使用許可申請書の受付

イ 使用許可書の発行

ウ 使用の不許可、使用許可の取消し等

エ 体育館の利用調整

(3) 使用料の徴収に関する業務

体育館利用者から使用料を徴収すること（地方自治法第 243 条の 2 の規定に基づき、別途委託します）。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

4 体育館の休館日

(1) 火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

上記以外でも、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県の承認を得て、臨時に休館し又は臨時に開館することができる。

5 開館している時間

午前 9 時から午後 8 時までとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

6 会計・経理の原則

指定管理者は、体育館の経営について法人の本部会計、既存の施設会計等と区分して収支を明らかにすること。

太陽の国附属施設の概要について

太陽の国附属施設（太陽の国管理センター、給食センター、洗濯センター、終末処理場）に関する業務は次のとおり。

1 太陽の国管理センターについて

（１）施設の概要

- ア 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 5 番地の 3
- イ 敷地面積 12,321.86 m²
- ウ 建物の概要
 - a 構造 鉄筋コンクリート 3、4 階部分
 - b 延床面積 1,225.08 m²

（２）業務内容

- ア 太陽の国の敷地管理（公の施設の敷地を除く。）
- イ 太陽の国の総合的な防災体制の維持
- ウ 各施設間の連絡調整
- エ 給食センターの運営・管理
- オ 洗濯センターの運営・管理
- カ 終末処理場の管理
- キ 旧福祉農場、運動場及び交流センターの管理

2 給食センターについて

（１）施設の概要

- ア 所在地 西白河郡西郷村大字真船字芝原 1 4 2 番地の 7
- イ 敷地面積 25,086 m²
- ウ 建物の概要
 - a 構造 鉄筋コンクリート 2 階
 - b 延床面積 837.61 m²

（２）業務内容

太陽の国各施設及び西郷支援学校の給食の調理及び配送

3 洗濯センターについて

（１）施設の概要

- ア 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 2 番地の 4
- イ 敷地面積 15,403.85 m²

ウ 建物の概要

a 構造 鉄筋コンクリート1階

b 延床面積 585.5 m²

(2) 業務内容

施設入所者の衣類等の収集、洗濯・乾燥及び配送

4 終末処理場について

(1) 施設の概要

ア 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原122番地の1

イ 敷地面積 8,635 m²

ウ 建物の概要

a 構造 鉄筋コンクリート平屋建

b 延床面積 646.85 m²

(2) 業務内容

太陽の国各施設の下水処理

選定の基準等

入所施設（ひばり寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘） 採点は施設ごとに行います。

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
1	事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・入所手続きが適正に行われるか ・低所得者、生活困窮者等に配慮しているか	5
2	事業計画書の内容が、関係法令を遵守するものであること。	適正な職員の配置	・配置される職員の職種、人員は提供されるサービスに見合ったものとなっているか	10
		提供サービスの内容	・提供されるサービスは必要な水準を満たしているか	
3	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	サービス向上を図るための具体的な方法及び期待される効果	・入所者の自立に向けた個別支援に十分な配慮がなされているか ・利用者の健康管理に十分配慮されているか ・施設の衛生管理体制が整備されているか ・施設やサービスに関する適切な情報提供が行われているか ・利用者の特性に応じて、医療機関と十分な連携が図られるか ・地域との交流や連携が適切に確保されるか ・県立施設としてセーフティーネットの役割を果たすことができるか ・サービス評価システムが整備されているか ・家族等との連携、調整が十分図られるか	25
		利用者の権利擁護の推進	・虐待防止や苦情解決のための体制が整備されているか	
		施設の維持管理の内容	・入所者の安全が確保されるよう施設設備等の点検が計画されているか ・施設の維持管理が適切に実施されるか	
4	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減を図っているものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	・収支均衡経営を目指したものとなっているか ・提案された支出予定額は妥当なものか ・縮減方法は実現可能なものか	10

入所施設（ひばり寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘） 採点は施設ごとに行います。

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
5	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	法人の理念・基本方針	・県立施設の管理代行を行うにふさわしい法人であるか	20
		収支計画の内容	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・運営に支障のない収支計画となっているか	
		安定的な運営が可能となる人的能力	・職員の勤務体制に無理はないか ・職員の資質向上を図るための各種研修が行われるか	
		安定的な運営が可能となる財政基盤	・法人の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	
		同種施設の運営実績	・同種施設を良好に運営した実績はあるか	
		類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか	
		緊急時の対応	・防災、防犯体制は十分に機能するものであるか ・災害発生時等の対応策は十分機能するものであり、訓練等によって担保されるか	
		事故発生時の対応	・防止策は実効性のあるものか ・事故発生時に必要な措置が講じられるか	
6	業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。	個人情報保護の取組	・個人情報保護について理解されているか ・個人情報保護について組織（責任）体制・管理は万全か	5

入所施設（ひばり寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘） 採点は施設ごとに行います。

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
7	入所者の地域生活移行に向けた取組が積極的に行われるものであること。	地域生活移行の推進方策	・事業方針として明確になっているか ・推進のための体制と施策体系は十分に確保されているか	20
8	太陽の国管理業務及び各施設間との連携が円滑かつ積極的に行われるものであること。	太陽の国管理業務及び各施設間との連携等の取組み	・太陽の国管理業務及び各施設間との円滑かつ積極的な連携が図られるものであるか	5

選定の基準等

クリニック

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
1	事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・地域住民にも適切な医療を提供できるか	5
2	事業計画書の内容が、関係法令を遵守するものであること。	適正な職員の配置	・医師・看護師等の配置は適正であるか	2 5
		医療の安全管理、院内感染対策等の確保	・宿直、当直体制は確保されているか ・医薬品等の取扱いや、医療用具等の清潔保持・維持管理は適正か ・医療の安全管理及び院内感染対策のための体制及び対策は確保されるか ・医薬品及び医療機器に係る安全管理のための体制は確保されるか	
		事故発生時の対応	・医療事故等の防止対策は実効性のあるものか ・医療事故等が起きた場合の対応は適切か	
3	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・利用者に対し適切な医療を提供できるか ・障がい者や高齢者に対し適切な医療を提供できるか ・嘱託医としての検診体制は十分か ・ターミナルケアに対応できるか ・入所施設との連携は図られるか ・地域の医療機関や関係機関との連携は講じられるか	2 5
		利用者の権利擁護の推進	・利用者等からの苦情の未然防止と苦情を解決するための体制は図られているか	
		施設の維持管理の内容	・利用者の安全が確保されるよう施設・施設設備等の点検が計画されているか ・施設の維持管理が適切に実施されるか	
4	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減を図っているものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	・提案された支出予定額は妥当なものか	1 0

クリニック

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
5	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	法人の理念・施設の運営方針	・県立施設の管理代行を行うにふさわしい法人であるか	25
		収支計画の内容	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・運営に支障のない収支計画となっているか	
		安定的な運営が可能となる人的能力	・職員の勤務体制に無理はないか ・職員の資質向上を図るための各種研修が行われるか	
		安定的な運営が可能となる財政基盤	・法人の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	
		同種施設の運営実績	・病院や診療所を運営した実績はあるか	
		緊急時の対応	・防犯・防災体制は十分に機能するものであるか ・災害発生時等の対応策は十分機能するものであり、訓練等によって担保されるか	
6	業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。	個人情報保護の取組	・個人情報保護について理解されているか ・個人情報保護について組織（責任）体制・管理は万全か ・診療記録等の保存・管理の方法等は適切か	5
7	入所者の地域生活移行に向けた取組が積極的に行われるものであること。	審査項目なし	審査項目なし	
8	太陽の国管理業務及び各施設間との連携が円滑かつ積極的に行われるものであること。	太陽の国管理業務及び各施設間との連携等の取組み	・太陽の国管理業務及び各施設間との円滑かつ積極的な連携が図られるものであるか	5

選定の基準等

勤労身体障がい者体育館

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
1	事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	・施設の広報等の情報提供を行う方法や手段が計画されているか ・施設の利用を促進するための方法等が計画されているか	5
2	事業計画書の内容が、関係法令を遵守するものであること。	審査項目なし	審査項目なし	
3	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	サービスの質の向上を図るための具体的な方法及び期待される効果	・利用者に対するサービスの質を向上させる取組が計画されているか ・施設利用者や障がい者・高齢者への対応・配慮が図られるか	10
		利用者の権利擁護の推進	・利用者からの苦情の未然防止と苦情を解決するための体制が図られているか	
		施設の維持管理の内容	・施設の維持管理が適切に実施されるか ・利用者の安全が確保されるよう施設・設備等の点検が計画されているか	
4	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減を図っているものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	・提案された支出予定額は妥当なものか	10

勤労身体障がい者体育館

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
5	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	法人の理念・施設の運営方針	・県立施設の管理代行を行うにふさわしい法人であるか	15
		安定的な運営が可能となる人的能力	・職員の勤務体制に無理はないか ・職員の配置は適切か	
		安定的な運営が可能となる財政基盤	・法人の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	
		同種施設の運営実績	・同種施設を良好に運営した実績はあるか	
		緊急時の対応	・防災、防犯体制は十分に機能するものであるか ・災害発生時等の対応策は十分機能するものであり、訓練等によって担保されるか	
		事故発生時の対応	・事故発生時に必要な措置が講じられるか	
6	業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。	個人情報保護の取組	・個人情報保護について理解されているか ・個人情報保護について組織体制・管理は万全か	5
7	入所者の地域生活移行に向けた取組が積極的に行われるものであること。	審査項目なし	審査項目なし	
8	太陽の国管理業務及び各施設間との連携が円滑かつ積極的に行われるものであること。	太陽の国管理業務及び各施設間との連携等の取組み	・太陽の国管理業務及び各施設間との円滑かつ積極的な連携が図られるものであるか	5